

Ⅲ 重点施策 ～強力に推進する「4つ」の施策～

1 共生社会の実現に向けた取組の強化

- 障がいに対する理解の促進と差別解消の推進
(理解の促進)
 - ・啓発・広報の実践(障がい者共生条例の理念等の周知拡大等)
 - ・障がいに対する理解を深める研修会の実践
(障がいのある人とない人との交流機会の拡大)
 - ・スポーツや文化芸術を通じた交流機会の拡大
(差別解消の推進)
 - ・障がい者差別の解消
(障がい者共生条例に係る周知・啓発 等)

現状・課題

- ✓ 県の調査結果によると、障がいのある人の約半数が、「生きづらさ」や「障がいに対する理解」がないと感じています。障がい者共生条例が掲げる「障がいのある人もない人も、一人ひとりの違いを認め合いながら、共に生きる長野県」を実現するため、障がいへの理解を深める普及啓発や事業者による合理的配慮の提供の促進等の取組を行う必要があります。
- ✓ 障がい者共生条例施行後も、差別事案や虐待事案が発生していることから、権利擁護の推進に向けた各種取組を推進する必要があります。

2 地域生活を支えるサービス基盤の充実

- 地域生活支援拠点等の機能強化及び基幹相談支援センターの設置促進
- 人材の確保・定着とサービスの質の向上(ソフト面)
 - ・人材の確保(人材マッチング支援、魅力発信 等)
 - ・人材の定着(働きやすい職場環境の改善、給与等の処遇改善、介護ロボット等の導入による業務負担軽減 等)
- サービス提供基盤の整備促進(ハード面)
 - ・居宅サービスの充実
 - ・住まい、日中活動の場の充実
 - ・障がい児サービス提供体制の充実 等

現状・課題

- ✓ 障がいのある人が安心して地域生活を送るため、不足・偏在するサービス提供基盤の整備が必要です。特に強度行動障がいや医療的ケア児等の多様な障がいを受け入れられるサービス基盤は不足しており、更なる受入体制の整備促進が必要です。
- ✓ サービスの質の向上や多様な障がいに対応できる専門性の高い人材の確保・定着を図るため、研修内容の充実や処遇の改善等の取組が求められています。
- ✓ 障がい児のサービス提供体制を構築するため、児童発達支援センターの設置促進や、18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、障害児入所施設からの移行調整に係る取組の推進が必要です。

重点施策の概要(案)について(2)

3 出番があり生きがいを感じられる生活の保障

- ▶ 就労支援の充実
 - ・ 一般就労の促進
 - ・ 福祉的就労の支援
 - 等
- ▶ 社会活動への参加支援の充実
 - ・ スポーツの裾野拡大
 - ・ 文化芸術活動の振興
 - ・ 生涯学習の推進（読書環境の整備含む）
 - 等
- ▶ 情報保障の推進
 - ・ 障がい特性に応じた情報の提供
 - ・ 意思疎通支援者の養成
 - 等

現状・課題

- ✓ 法定雇用率未達成企業の割合は約4割（R4.6）あり、障がい者就労の場も限られています。障がい特性に合わせた就労選択ができるよう、就労の場のさらなる拡大、支援関係者の連携によるきめ細かな支援が必要です。
- ✓ 障がい者に働く場を提供する就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上が引き続き求められており、生産活動の高付加価値化に資する取組等が必要です。
- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、スポーツや文化芸術等の交流の機会が減少しているため、社会参加の機会の拡大及びその情報提供の取組が必要です。
- ✓ 障がいのある人があらゆる社会活動に参加する上で、情報保障は必須であり、引き続き意思疎通支援者の養成などの情報・コミュニケーション支援の充実に係る取組が必要です。

4 多様な障がいに対する支援の推進

- ▶ 多様な障がいに対する支援の充実
 - ・ 医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・ 難病対策の推進
 - ・ 難聴児支援の推進
 - ・ 発達障がい者支援の充実
 - ・ 高次脳機能障害支援体制の強化
 - ・ 中途障がい者等に対する機能訓練の充実
 - ・ 強度行動障がい支援の充実

現状・課題

- ✓ 多様な障がい特性に応じた支援を提供できる人材確保・育成のための専門研修の充実などの取組が必要です。
- ✓ 多様な障がいを受け入れられる障害福祉サービス提供体制の充実が必要です。
- ✓ 難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等、多様な障がい特性に応じた支援が必要です。
- ✓ ライフステージごとに一貫した支援が受けられるよう、福祉・医療・教育・労働等の関係機関が連携していく必要があります。